

フジクラ育英会 奨学金規程

公益財団法人フジクラ育英会定款第43条の規定に基づき、この規程を定める。

フジクラ育英会について

戦前、藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）の社長松本留吉氏等は、社会各界の発展のためには人材の育成が大事であると考え、育英事業を起こし世に広く人材を送り出してきました。戦後中断していましたが、同社元社長石橋五郎氏と同社により、昭和40年4月に再興、財団法人として設立され今日に至っております。

当会は社会各界に人材を送りだすことを目的としておりますので、みなさんはその目的に向かって勉学に励まれるよう希望します。なおフジクラ育英会から奨学金を受けることと株式会社フジクラへの就職と何の関係也没有ありません。

当会の奨学金は無利息ですが返還は必要です。奨学生として皆さんの先輩にあたる人たちは貸与を受け、卒業し仕事に就き、そして返還してくれました。その資金が皆さんの奨学金です。皆さんが受け取るのは先輩からのバトンであり、卒業後には後輩につながなければなりません。当会の役割はこのリレーのサポートです。

フジクラ育英会に関する事務は下記で取扱っております。

フジクラ育英会事務局

郵便番号： 135-0042

住所： 東京都江東区木場1丁目5番1号

電話番号： 03 (5606)1304

第1章 奨学生の採用と奨学金の貸与契約

（奨学生の資格）

第1条 本会の奨学生となる者の資格は次の全てを満たすこととする。

- （1）大学又は大学院在籍者
- （2）学術優秀、品行方正、身体健康である
- （3）経済的理由により修学が困難な者
- （4）日本国籍を有する

（奨学生願書及び奨学生推薦書の提出）

第2条 奨学生志願者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- （1）奨学生願書（本会指定用紙に連帯保証人と連署、押印したもの）
- （2）在学証明書

（３）在学学校長の推薦書

（４）成績証明書（学部1年次生は高校、その他は前年度成績証明書）

（５）顔写真（５×４ｃｍ目安）

（奨学生の採用）

第３条 奨学生の採用は、選考委員会にて選考し、その結果を在学学校長及び奨学生志願者に通知する。

２ 採用の通知と同時に奨学生番号を通知する。本会への届出、連絡には必ず氏名の他に奨学生番号を書かなければならない。

（奨学金の貸与契約）

第４条 奨学生として採用された者は、第１項の通知を受けた日から１ヶ月以内に「奨学金借用証書」（様式１）を作成し、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに理事長あてに提出しなければならない。

２ 奨学金の貸与は無利息とする。

３ 奨学生が第１項に基づいて作成する奨学金借用証書において、返還の開始は貸与終了予定年度の翌々年度から、期日は毎年１２月３０日とする。また、返還を開始した年度を含み、貸与期間の３倍の年数以内に返還を終わらせるものとする。

４ 前項の奨学金の返還は年賦とし、毎年度同じ金額を返還するものとする。毎年度の額は１００円単位を四捨五入した１，０００円単位の金額とする。１００円単位を四捨五入したことによる合計額との差額は最初の年あるいは最後の年において精算するものとする。なお、毎年度の返還額は、合計額を返還の期間の年数で除した金額との差額が１万円以内でなければならない。

５ 返還期日を第３項で定める１２月３０日より年度内の他の日付に変更しようとする者、同項に定める貸与年数の３倍よりも短い期間で返還しようとする者又は前項に定める年賦による返還を年度内での半年賦による返還に変更しようとする者は「返還期日等の変更届」（様式８）を作成して提出し、甲の承諾を得なければならない。

６ 奨学生であった者はその都合により、いつでも奨学金を繰上げ返還することができる。

７ 奨学金の返還はフジクラ育英会の指定する銀行口座への振込みに限る。なお、領収書は特に申し入れがある場合を除き、発行を省略する。

8 本条第3項、第4項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、偽りの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたときは貸与した奨学金の全部又は一部につき、繰上げ償還させることができる。

9 奨学生であった者が奨学金借用証書に定める返還を怠ったときは、返還期日の翌日から年5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第2章 奨学金の交付

（奨学金の交付）

第5条 奨学生は金融機関に本人名義の普通預金口座を設け、奨学金振込先連絡票を提出しなければならない。奨学金はこの口座に送金する。

2 奨学金は3ヶ月分を3ヶ月毎に、当該月の5日以降受け取れるよう、奨学生の口座に振込む。（振込月は4・7・10・1月）なお、特別の事情があるときは、3ヶ月以上を合わせて交付することができる。なお、最初の振込みは第4条の奨学金借用証書の提出の後とする。

（奨学生の種類と奨学金の額及び貸与期間）

第6条 奨学生の種類及び奨学生に貸与する奨学金の額は、下記の範囲内で奨学生が1万円単位ずつ選択するものとする。なお、貸与期間中に貸与額を変更することは原則認めないこととする。

大学奨学生 月額 30,000 円から60,000円

大学院奨学生 月額 40,000 円 から80,000円

2 前項の奨学金の貸与期間は、正規の最短修業年限による終期までとする。

（奨学金受領書の提出）

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、直ちに近況を書き添えて奨学金受領書を提出しなければならない。

（学業成績及び生活状況の報告）

第8条 奨学生は、毎年度末、学業成績及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

（奨学金の休止及び停止）

第9条 奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席したときは奨学金の交付を休止すること

ができる。

2 奨学生の学業又は生活状況などに看過できない問題があると認めたときは、奨学金の交付を停止することができる。

（奨学金の復活）

第10条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。

（奨学金の廃止）

第11条 奨学生が次の各号に該当すると認めたときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- （1）傷病などのために成業の見込みがなくなったとき
- （2）学業成績又は生活状況が不良となったとき
- （3）奨学金を必要としない事由が生じたとき
- （4）前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- （5）在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- （6）その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

（奨学金の辞退）

第12条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

（連帯保証人）

第13条 連帯保証人は奨学生あるいは奨学生であった者の奨学金の返還債務を奨学生あるいは奨学生であった者に連帯して保証するものとする。

2 奨学生あるいは奨学生であった者が連帯保証人の選任・変更をする場合は、本会の同意を得なければならない。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

（就職先等の届出の提出）

第14条 次のいずれかに該当した場合は、1ヶ月以内に「就職先等の届」（様式2）を提出しなければならない。

- （1）卒業したとき
- （2）卒業していない場合であって、奨学金貸与期間が満了したとき
- （3）第11条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき
- （4）奨学金を辞退したとき

（奨学金の返還猶予）

第15条 奨学生であった者が次の各号に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- （1）災害により損害を被ったため返還が困難となったとき
- （2）傷病により返還が困難となったとき
- （3）大学、大学院又はこれと同程度の学校に在学するとき
- （4）生活保護法による生活保護を受けているとき
- （5）その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

2 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号に該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第5号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

（返還猶予の願出）

第16条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した「奨学金返還猶予願」（様式3）を作成し、連帯保証人と連署のうえ、実印で押印し、その印鑑証明とともに提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第17条 奨学生であった者より奨学金の返還猶予の願出があったときは、選考委員会において、審査決定し、その結果をかかる願出をした本人に通知する。

第4章 奨学金返還免除

（奨学金の返還免除）

第18条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は心身の障害のためにその奨学金の返還が不能となったときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

（返還免除の願出）

第19条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人は、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに次の各号の種類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- （1）死亡による場合は戸籍抄本、心身の障害による場合はその事実及び程度を証する医師の診断書
- （2）返還不能の事実を証する書類

（返還免除願出の期限）

第20条 奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じた時から1年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められるときは、更に1年以内にその期限を延長することができる。

（返還免除の決定）

第21条 奨学金返還免除願の提出があったときは、選考委員会において審査決定し、その結果を奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人及び連帯保証人に通知する。

第五章 届出

（届出）

第22条 次の変更があった場合は所定の様式をもって1ヶ月以内に届けなければならない。ただし、奨学生又は奨学生であった者が病気その他の理由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

（1）奨学生又は奨学生であった者の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号、その他重要な事項（様式4）「住所等変更届」

（2）奨学生又は奨学生であった者の在学状況（休学、復学、留年、転校、転課、停学、退学、除籍、その他の処分（様式5）「在学状況等変更届」

（3）届出に使う印鑑（届出印）（様式6）「届出印変更届」

なお、本会関係の事務手続に使う印鑑は奨学生願書に押印した印鑑（届出印）を使わなければならない。ただし、実印が必要な場合は実印を使わなければならない。

（4）連帯保証人の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号、その他重要な事項（様式7）「連帯保証人変更届」

なお、連帯保証人が死亡の場合は代わりの連帯保証人を立てなければならない。届出にあたっては変更後の連帯保証人の印鑑証明を添付しなければならない。

第六章 補則

（実施細目）

第23条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

（規程の変更）

第24条 この規程を変更しようとするときは、公益財団法人フジクラ育英会定款第43条の定めるところによる。

付則

この規程は文部科学大臣の承認のあった日から施行する。

付則（平成30年12月1日一部改定）

この規程の一部変更は、同日から施行する。

付則（令和2年4月6日一部改定）

この規程の一部変更は、同日から施行する。

付則（令和7年2月21日一部改定）

この既定の一部変更は、同日から施行する。

様式の目次

様式1 奨学金借用証書

様式2 就職先等の届

様式3 返還猶予願

様式4 住所等変更届

様式5 在学状況等変更届

様式6 届出印変更届

様式7 連帯保証人変更届

様式8 返還期日等の変更届

奨学規程（20250221版）

（様式1）

奨学金借用証書

公益財団法人フジクラ育英会（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）とは、フジクラ育英会奨学金規程(以下、「奨学金規程」という)に基づき、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（奨学金規程の遵守）

乙は奨学金規程の内容を承諾し、これを遵守するものとする。

第2条（借入れ金額と条件）

甲は乙に対して 本契約に定める条件に基づき 合計で●円（以下、本貸付金という。）を貸し渡し乙はこれを借り受ける。（以下、本件貸し付けという。）

(1) 資金使途：奨学金

(2) 借入金額：●円（月額●円）

第3条（貸付日及び貸付方法）

甲は次条に定める前提条件のすべての事項が充足されていると判断した場合、4月、7月、10月、1月のうちの直近の月の第1銀行営業日（以下、貸付実行日という。）に、乙に対し、乙指定の銀行口座に月額で計算した3ヶ月分を振り込む方法により本件貸付金を貸し渡す。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（前提条件）

本件貸付実行の前提条件は以下のとおりとする。

- ① 乙が甲の奨学生であること
- ② 本契約書の締結がなされていること
- ③ 奨学金規程第9条、第11条に定める休止、停止、廃止に該当していないこと
- ④ 奨学金規程第12条に定める辞退が申し出られていないこと
- ⑤ 奨学金規程第22条各号に定める変更があった場合にその届出がなされていること

第5条（返済方法）

甲及び乙は、前条の金員につき、返済方法を以下のとおりと定める。

(1) 弁済期

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
●●	●●	●●	●●	●●	●●
●●	●●	●●	●●	●●	●●
●●	●●	●●	●●	●●	●●

上記の期日が金融機関の休業日に当たるときは、翌金融機関の銀行営業日をもって支払期日とする。

（2）支払方法

甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

2 乙が前項に定める返還を怠ったときは、返還期日の翌日から年5%の割合による遅延損害金を甲に支払う。

第6条（期限の利益の喪失）

次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。ただし、この各場合において乙が速やかに甲に連絡を取り、その指示に従う場合はその限りではない。

- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 乙が次条の報告義務を怠ったとき。
- (3) 前号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第7条（届出・報告義務）

乙に奨学金規程第14条各号に定める事由が発生し、あるいは第22条各号に定める事由に関する変更が生じた場合には乙は甲に対して速やかに同第14条あるいは第22条に定める届出をするものとする。

2 甲が乙に対して、前項に定める事由等の乙の属性に関する報告を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。

第8条（連帯保証）

●●●●（以下、「丙」という。）は本契約により生じる乙の甲に対する一切の債務につき保証し、乙と連帯して責任を負うことを約する。また、丙は返済の状況を常に確認し、乙を指導する。なお、丙に連帯保証人としての欠格事由が生じた場合、乙は新たな連帯保証人を立て変更届を提出する。

2 丙に対する履行の請求は乙に対しても効力を有するものとする。

第9条（連帯保証）

●●●●（以下、「丁」という。）は本契約により生じる乙の甲に対する一切の債務につき保証し、乙と連帯して責任を負うことを約する。また、丁は返済の状況を常に確認し、乙を指導する。なお、丁に連帯保証人としての欠格事由が生じた場合、乙は新たな連帯保証人を

立て変更届を提出する。

2 丁に対する履行の請求は乙に対しても効力を有するものとする。

この契約を証するため本証書 2 通を作成し、甲及び乙はこれを所持し、丙及び丁はその写しを所持する。

●年●月●日

貸主（甲）

住所 135-0042 東京都江東区木場 1-5-1

氏名 公益財団法人フジクラ育英会

理事長 森 祐起

電話番号 03-5606-1304

メールアドレス ikueikai22@jp.fujikura.com



借主（乙）

住所	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

連帯保証人（丙）

住所	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	
勤務先名称	
勤務先住所 勤務先電話番号	
乙との続柄	

連帯保証人（丁）

住所	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	
勤務先名称	
勤務先住所 勤務先電話番号	
乙との続柄	

以上

（様式 2）

年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会
理事長 殿

就 職 先 等 の 届

私の就職先等は以下のとおりです。

1 氏 名 _____

2 奨学生番号 _____

3 就職先等

イ. 会社等に就職する

就職先名

ロ. 大学院等へ進学する

大学名

ハ. 卒業しない（留年、その他）

理由

ニ. その他（具体的に）

以 上

（様式3）

年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会
理事長 殿

返 還 猶 予 願

私は貴法人に対する奨学金返還債務につき、以下のとおりその返還の一時猶予を願い出ます。

1 氏 名

実印

2 奨学生番号

3 奨学金借用証書の日付

_____ 年 月 日

4 奨学金借用書の金額合計

5 4のうち、未済額合計

6 理 由

7 添付書類

8 変更後の弁済期日と金額

年月日	金額	年月日	金額

奨学生本人

住所	
氏名	実印
電話番号	
メールアドレス	
勤務先名称	
勤務先住所 勤務先電話番号	

連帯保証人

住所	
氏名	実印
電話番号	
メールアドレス	
勤務先名称	
勤務先住所 勤務先電話番号	
奨学生本人との 続柄	

連帯保証人

住所	
氏名	実印
電話番号	
メールアドレス	
勤務先名称	
勤務先住所 勤務先電話番号	
奨学生本人との 続柄	

以上

（様式 4）

年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会
理事長 殿

住 所 等 変 更 届

私は以下のとおり住所等の変更を届け出ます。

実印

1 奨学生氏名 _____

2 奨学生番号 _____

3 変更内容

	変更前	変更後
住所		
氏名		
電話番号		
メールアドレス		
勤務先名称		
勤務先住所 勤務先電話番号		
その他 重要事項		

以上

（様式 5）

年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会
理事長 殿

在 学 状 況 等 変 更 届

私は以下のとおり、在学状況等の変更を届け出ます。

実印

1 奨学生氏名

2 奨学生番号

3 変更日

年 月 日

4 変更内容（いずれかに○を付けてください）

イ. 休学 ロ. 復学 ハ. 留年 ニ. 転校
ホ. 転課 ヘ. 停学 ト. 退学 チ. 除籍 リ. その他処分

5 変更理由

6 今後の予定

以上

（様式 6）

年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会
理事長 殿

届 出 印 変 更 届

私は以下のとおり貴法人への届出印の変更を届け出ます。

1 奨学生氏名

2 奨学生番号

3 変更理由

4 印影

変更前	変更後

以上

（様式 7）

年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会

理事長 殿

連 帯 保 証 人 変 更 届

1 奨学生氏名

2 奨学生番号

3 連帯保証をした文書（いずれかに○をつけ該当の日付を記入）

イ 誓約書 （ 年 月 日）

ロ 奨学金借用証書 （ 年 月 日）

4 変更理由

5 変更内容

変更事項	変更前	変更後

6 新規連帯保証人の属性情報（連帯保証人を変更する場合）

住所	
氏名	実印
電話番号	
メールアドレス	
勤務先名称	
勤務先住所 勤務先電話番号	
奨学生本人との 続柄	

上記変更を届出いたします。

年 月 日

奨学生

住所	
氏名	実印

連帯保証人（旧）

住所	
氏名	実印

以上

（様式 8）

年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会

理事長 殿

返 還 期 日 等 の 変 更 届

1 奨学生氏名

2 奨学生番号

3 変更内容



変更前	変更後

（記入例）日付だけを変更する場合

変更前	変更後
12 月 30 日	1 月 31 日

（記入例）年賦を半年賦に変更する場合

変更前	変更後
12 月 30 日 120,000 円	6 月 30 日 60,000 円 12 月 30 日 60,000 円

（記入例）貸与年数の 3 倍よりも短い期間で返還しようとする場合

変更前	変更後
12 月 30 日 120,000 円 2021 年 12 月 30 日～2032 年 12 月 30 日 合計 1,440,000 円	12 月 30 日 240,000 円 2021 年 12 月 30 日～2026 年 12 月 30 日 合計 1,440,000 円

以上

